

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和5年度第2回さいたま市大規模小売店舗立地審議会
2 会議の開催日時	令和5年7月27日(木) 午後3時00分から午後4時00分まで
3 会議の開催場所	大宮区役所 401会議室
4 出席者名	坂本 邦宏会長、青木 淳子委員、 樋口 幸雄委員、園田 真見子委員 他 事務局職員
5 欠席者名	渡邊 祐子副会長
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) (1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について (2) その他 (公開・非公開の別) 公開
7 非公開の理由	-
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について
10 問合せ先	経済局 商工観光部 商業振興課 電話番号 048-829-1364
11 その他	-

意見審議①

(仮称)浦和駅西口南高砂地区
第一種市街地再開発ビル

届出概要

店 舗 名 称	(仮称)浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発ビル
設 置 者	浦和駅西口南高砂地区市街地再開発組合 理事長 染谷 幸一
店 舗 所 在 地	さいたま市浦和区高砂二丁目1番16号
用 途 地 域	商業地域
店 舗 面 積	9,575㎡
小 売 業 者	未定
営 業 時 間	午前7時00分～午後11時00分

届出概要

届出日	令和4年12月23日
新設日	令和8年8月1日
縦覧及び意見書提出期間	令和5年1月6日 ~ 令和5年5月6日
説明会実施日	令和5年2月22日(水) 2回実施

1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

➤ 駐車場について

指針による配慮事項	関連する届出事項
収 容 台 数	合計151台 内訳 店舗地下2階駐車場 151台 ※指針による必要台数 151台
形 式 ・ 発 券 ブ ー ス	自走式・発券ブースあり
出 入 口 の 数 ・ 位 置	1箇所 内訳 敷地内南側出入口1箇所
入 庫 処 理 能 力	450台／1時間 ピーク1時間あたり来店車両数145台
左折入出庫の徹底及び歩行者等の安全確保	・左折入出庫を実施する ・オープン時、繁忙期は交通整理員を適宜配置
駐 車 待 ち ス ペ ー ス	敷地内有 107m ※指針による必要スペース 0m

1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

➤駐輪場について

指針による配慮事項	関連する届出事項
自転車収容台数	合計622台 内訳 店舗外構 駐輪場① 46台 平面式 店舗外構 駐輪場② 20台 平面式 店舗地下1階 駐輪場③ 556台 機械式 ※附置義務台数622台
管理体制	・従業員、整理員等が適宜巡回し整理を実施 ・閉店後は封鎖
自動二輪車収容台数	8台

1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

➤荷さばき施設について

指針による配慮事項	関連する届出事項
位 置 ・ 面 積	店舗地下1階 荷さばき施設 213m ²
搬入車両専用出入口	なし
搬 出 入 時 間	午前0時00分～翌午前0時00分
搬 出 入 車 両 台 数	80台／1日 内訳 2t車36台、4t車39台、廃棄物5台
ピ ー ク 時 間	午前6時00分～午前10時00分 2t車5台／1時間、4t車5台／1時間
荷さばき処理時間	ピーク時の延べ荷さばき処理時間最大125分に対し、同時作業可能台数7台(60分×7台=420分)であるため、スムーズな対応が可能な見込み

1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

➤ 来退店経路について

調査地点	調査年月日	ピーク時間帯	交差点需要率 (現況→開店後)
		上段:休日 下段:平日	上段:休日 下段:平日
交差点A (浦和駅東口(北))	令和3年11月28日(日) 及び 令和3年11月29日(月)	16時台	0.319 → 0.328
		7時台	0.320 → 0.327
交差点B (浦和駅東口(南))		13時台	0.289 → 0.338
		8時台	0.227 → 0.277
交差点C (仲町)		16時台	0.395 → 0.475
		7時台	0.449 → 0.515
交差点D		10時台	0.259 → 0.302
		9時台	0.285 → 0.374

1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

➤その他について

指針による配慮事項	関連する届出事項
歩行者の通行の利便の確保等	<ul style="list-style-type: none">・ 駐車場内の車両の乱走行を防止するため、車止めを設置する・ 駐車場内は十分な幅員の車路を確保する
廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	<ul style="list-style-type: none">・ 分別、リサイクルの啓蒙に努める・ 店内にてレジ袋削減の呼びかけを行う
防災・防犯対策への協力	<ul style="list-style-type: none">・ 具体的な協力要請があった場合、可能な範囲で必要な協力を行う・ 地元警察の支援をいただきながら、防犯対策に努める

2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

➤騒音問題の対応策について

開店時刻 ~ 閉店時刻	午前7時00分 ~ 午後11時00分
駐車場利用可能時間帯	午前6時30分 ~ 午後11時30分
荷さばき可能時間帯	午前0時00分 ~ 翌午前0時00分

指針による配慮事項	関連する届出事項
一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> • BGM等の屋外宣伝活動は行わない • 冷却塔・室外機・給排気口等については、低騒音型機器を可能な限り導入する
小売店舗の営業活動における騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> • 荷さばき施設は段差の少ない構造とする • 搬入車両のアイドリングストップに努めるなど、作業員の静穏意識徹底を図る
付帯設備及び付帯施設等における騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> • 駐車場内にアイドリングストップを促す掲示をし、来店車両に対しても静穏保持を促します

2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

➤騒音の予測・評価について

①等価騒音レベルの予測

予測地点	予測結果の評価
A	• すべての予測地点において、昼間及び夜間の等価騒音レベルは環境基準値を下回る
B	
C	
D	
E	
F	

2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

➤騒音の予測・評価について

②夜間騒音の最大値の予測

予測地点	再予測地点	再々予測地点	予測結果の評価
P1	P1´	P1´´	<ul style="list-style-type: none"> すべての予測地点において、騒音レベルの最大値が規制基準値を上回るため、隣地敷地境界において再予測を実施 再予測の結果、P1´～P4´、P6´において規制基準値を上回るため、直近住居外壁において再々予測を実施 再々予測の結果、すべての予測地点において、定常騒音及び変動騒音における騒音レベルの最大値は規制基準値を下回る
P2	P2´	P2´´	
P3	P3´	P3´´	
P4	P4´	P4´´	
P5	P5´	P5´´	
P6	P6´	P6´´	

2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

➤廃棄物について

指針による配慮事項	関連する届出事項
保管について	<ul style="list-style-type: none">• 廃棄物保管施設容量 $33\text{m}^3 > 30.26\text{m}^3$ 必要保管容量 ※廃棄物の種類別の必要保管容量についても満たしている
運搬・処理について	<ul style="list-style-type: none">• 定期的に保管施設の清掃を実施し、清潔に努める• 廃棄物保管施設は室内保管とし、悪臭が漏れないよう配慮する• 廃棄物の分別保管を徹底する• 専門業者に運搬、収集を委託する• 再資源化可能な物資については、食品リサイクル法、容器包装リサイクル法に基づき処理をする

2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

▶街並みづくり等への配慮について

指針による配慮事項	関連する届出事項
緑化対策	• さいたま市みどりの条例に基づき、敷地内に緑地を確保し、緑化の推進に努める
景観への配慮	• さいたま市景観条例に基づき、周辺と調和した建物とする
高齢者・身障者への配慮	• さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、車いす対応駐車場を設置する
夜間照明・広告塔照明等の計画と光害対策	• 周辺住居に対して光害による悪影響を及ぼさないよう、細心の注意を払い照射方向や照度に配慮する

関係各課意見に対する回答書

令和5年4月24日

さいたま市長 様

(建物設置者)

名 称 浦和駅西口南高砂地区市街地再開発組合
代表者氏名 理事長 染谷 幸一
住 所 さいたま市浦和区高砂二丁目1番16号

(仮称)浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発ビルの大規模小売店舗立地法手続きについて、関係各課より提出された意見照会に対して、下記のとおり回答致します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称:(仮称)浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発ビル
所在地:さいたま市浦和区高砂一丁目1000番 ほか

2 意見に対する回答

別紙のとおり

別紙

関係課	意見	回答
埼玉県警察本部 交通規制課	<ul style="list-style-type: none"> ○出店の約1か月前までに浦和警察署と開店時の対策を協議すること。 ○周辺道路は、現在道路改良に伴い、別途協議中であることから、道路管理者と連絡を密にし、変更が生じた場合は、その都度調整を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○浦和警察署と開店時の交通対策について協議を実施します。 ○周辺道路の道路改良について、道路管理者と連絡を密にし、変更が生じた場合には、都度調整いたします。
学事課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来退店経路が、高砂小学校、岸中学校の通学路に該当しています。 届出書に従った来退店及び搬出入がなされるよう交通整理員へ十分な説明を行うとともに、来客及び搬出入者に対して注意喚起を行ってください。 交通整理員が不在の期間・時間帯においても、必要に応じて要員を配置するなどし、児童生徒の登下校の安全確保には万全を期してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切に誘導を行うとともに、オープン時等に適宜配置する交通整理員により安全確認を行い、通学児童生徒へ配慮します。また、搬入ドライバーには安全確保に努めるよう周知します。 通常営業時は、オープン後の交通の状況を見ながら、繁忙期等の必要な時期に交通整理員の配置を検討する等、安全確保に努めます。
南部都市計画事務所 都市計画指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・ さいたま市屋外広告物条例の基準を確認し、許可が必要であれば申請すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ さいたま市屋外広告物条例の基準を遵守した計画とし、適切に申請します。
建設局南部建設事務所 道路交通安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地より東側の車両退店経路は交差点B(浦和駅東口(南)交差点)を左折ではなく、その手前のスクランブル交差点を右折して生活道路等を通過して退店する可能性がある。 よって、生活道路等への進入を防ぐために、退店経路の看板を設置するなどして、開業時及び開業後も適宜、退店経路の周知徹底に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開業時の案内チラシ等により、経路を周知いたします。開業後の状況により、店内に経路を表示する等、対策を検討してまいります。
環境対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30 ページの<評価>において、「P1' ~ P4' ,P6' において規制基準値を上回ります。そのため、直近住居外壁において再度予測しました。」と記載されているが、31~35 ページの表においてP2' P6' の再予測について記載がない。35 ページ(1)予測地点の選定理由に保全対象側の記載があるが、30 ページに P2' P6' は保全すべき直近住居壁面がP1" と重複することの記載があったほうが分かりやすい。 また、36 ページ(2)において「P1"、P3" において規制基準値を上回ります。」と記載されているが、35 ページでは両地点とも45dBであり基準値以下となっているので誤記載である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 35 ページの予測結果の記載は誤記であるため訂正いたします。

関係課	意見	回答
浦和駅周辺まちづくり事務所	<p>(1)最新事業計画書(R4.3.4 認可)、補助金関連図書(全体設計承認(R4.11.24 承認))と届出書における図書間不整合への対応について</p> <p>○図書間不整合確認箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷捌駐車台数が減少(8 台→7 台)(図面 4 地下1階平面図) ・ 廃棄物保管施設の設置場所及び面積(図面4 地下1階平面図) ・ 駐輪場設置場所(図面3 配置図及び1階平面図) <p>(2)以下の点について浦和駅西口南高砂地区再開発組合で実施している商業検討会での検討内容との協議・調整を図ること。</p> <p>○交通整理員の配置について(届出書の5(2)、6(2))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷さばき車と来客車の出入口が同じであることから、適切な交通誘導及び歩行者等の安全確保のため、繁忙期以外にも常時交通整理員1 名以上を配置することについて <p>○荷さばき施設の想定する車両の大きさについて(届出書の7(1))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷さばき施設のうち北側の2台については、4t車の駐車は難しいため、北側2台を2t車のみの利用とすることについて <p>○平均的な荷捌き処理時間について(届出書の7(3))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷さばき用EVの台数・大きさやワンオペでの搬入対応等を考慮し、4t車で15分、2t車で10分の処理時間以上に荷さばきに時間を要することが想定され、荷さばき車の待機渋滞や付随する形で来客車の出入りにも影響を及ぼす可能性があることについて <p>(3)荷さばき施設の想定について(届出書の7(1))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同時作業の可能な台数として4t車7台を想定しているが、図面4に記載の駐車スペースでは4t車(L=8m) が2台しか確保されていない <p>(4)廃棄物等の排出量について(届出書の12(3))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物内の他の小売店舗以外施設から排出される廃棄物等についても対象の廃棄物保管施設へ保管することについての考慮 	<p>(1) 最新事業計画書(R4.3.4 認可)、補助金関連図書(全体設計承認(R4.11.24 承認))と届出書における図書間不整合については、大規模小売店舗立地法において届出が必要な変更が生じた場合には、法第 6 条第 2 項に基づく変更届出を実施し、最新事業計画書及び補助金関連図書と整合を取りません。</p> <p>(2) 施設運用については商業検討会にて検討されている内容を踏まえ運用してまいります。また、その内容により届出が必要な変更が生じた場合には、法第 6 条第 2 項に基づく変更届出を実施します。</p> <p>(3) 荷さばき車両の大きさについては、2t車及び4t車を想定しております。その内、4t車については車長8mサイズのものに加え、6mのショートサイズの車両も加えて運用いたします。現計画ではピーク1時間に5台の4t車による作業を想定しておりますが、2台分の作業スペースでも述べ8台分の作業が可能であり、充足するものと考えます。</p> <p>(4) 併設施設からの廃棄物排出量を考慮し、十分な保管施設を計画しております。</p>

意見審議②

(仮称)ヨークフーズ中浦和店

届出概要

店 舗 名 称	(仮称)ヨークフーズ中浦和店
設 置 者	株式会社ヨーク
店 舗 所 在 地	さいたま市桜区西堀四丁目1290番1 外3筆
用 途 地 域	準工業地域
店 舗 面 積	3,794m ²
小 売 業 者	株式会社ヨーク
営 業 時 間	午前9時00分～午後10時00分

届出概要

届出日	令和5年2月9日
新設日	令和5年10月10日
縦覧及び意見書提出期間	令和5年2月22日 ~ 令和5年6月22日
説明会実施日	令和5年3月24日(金)

1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

➤ 駐車場について

指針による配慮事項	関連する届出事項
収容台数	合計145台 内訳 店舗北側平面駐車場 65台 店舗屋上駐車場 80台 ※指針による必要台数 145台
形式・発券ブース	自走式・発券ブースなし
出入口の数・位置	2箇所 内訳 No.1出入口、No.2出入口
入庫処理能力	450台/1時間 ピーク1時間あたり来店車両数85台
左折入出庫の徹底及び歩行者等の安全確保	左折入出庫を原則とするが、No.2出入口は周辺住居等に配慮し右折出庫の誘導をする
駐車待ちスペース	敷地内有 No.1出入口 6m No.2 " 30m ※指針による必要スペース 0m

1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

➤駐輪場について

指針による配慮事項	関連する届出事項
自転車収容台数	合計109台 内訳 店舗東側駐輪場 109台 平面式 ※附置義務台数 指定区域外
管理体制	<ul style="list-style-type: none">従業員等が適宜巡回し整理整頓を実施営業時間外は歩行者等で入口をチェーンバリカー等により閉鎖する
自動二輪車収容台数	5台

1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

➤荷さばき施設について

指針による配慮事項	関連する届出事項
位 置 ・ 面 積	店舗西側 40㎡
搬入車両専用出入口	なし ※ 北側道路が午前7時30分から午前8時30分までスクールゾーンのため、午前6時00分から午前8時45分まではNo.1出入口のみを使用する
搬 出 入 時 間	午前6時00分 ~ 午後10時00分
搬 出 入 車 両 台 数	16台/1日 内訳 4t車13台、廃棄物3台
ピ ー ク 時 間	午前9時台、午前11時台 4t車1台、廃棄物1台/1時間
荷 さ ば き 処 理 時 間	ピーク時の延べ荷さばき処理時間最大25分に対し、同時作業可能台数2台(60分×2台=120分)であるため、スムーズな対応が可能な見込み

1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

➤ 来退店経路について

調査地点	調査年月日	ピーク時間帯	交差点需要率 (現況→開店後)		
		上段:休日 下段:平日	上段:休日 下段:平日	上段:休日 下段:平日	上段:休日 下段:平日
No.1交差点 (南元宿)	令和4年2月6日(日) 及び 令和4年2月9日(水)	15時台	0.290	→	0.365
		11時台	0.331	→	0.418
No.2交差点 (浦和工業高校南東)		15時台	0.261	→	0.333
		18時台	0.312	→	0.409
No.3交差点 (田島火の見下)		12時台	0.459	→	0.564
		17時台	0.565	→	0.671

1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

➤その他について

指針による配慮事項	関連する届出事項
歩行者の通行の利便の確保等	<ul style="list-style-type: none">歩行者専用出入口を設置し、歩行者の利便性を確保する歩行者用通路を設置し、歩行者動線を敷地内に確保する
廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	<ul style="list-style-type: none">廃棄物管理規定を定め、廃棄物の管理徹底を図るコンテナ等による商品搬入を行い、ダンボール箱の使用量を削減する容器包装リサイクル法に基づき、廃棄物の発生抑制・再利用・減量化に努める
防災・防犯対策への協力	<ul style="list-style-type: none">災害時における生活必需品物資の供給等の地域貢献に努める青少年の非行防止及び夜間に青少年の溜まり場にならないよう、従業員による施設内の定期的な巡回並びに声掛けを実施する

2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

➤騒音問題の対応策について

開店時刻 ~ 閉店時刻	午前9時00分 ~ 午後10時00分
駐車場利用可能時間帯	午前8時45分 ~ 午後10時15分
荷さばき可能時間帯	午前6時00分 ~ 午後10時00分

指針による配慮事項	関連する届出事項
一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> • BGM等の屋外宣伝活動は行わない • 室外機・給排気口等については、低騒音型機器を可能な限り導入し、室外機は極力屋上に配することで、周辺住居への影響の低減を図る
小売店舗の営業活動における騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> • 敷地外周部に緑地帯を配することで極力周辺住居からの離隔を確保する • 荷さばき施設は段差の少ない構造とし、台車走行音を低減する • 搬出入車両のアイドリング禁止を徹底し、計画的な搬出入により待機車両音を解消する
付帯設備及び付帯施設等における騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> • 不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかし等の防止対策として、場内に看板等を掲示する

2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

➤騒音の予測・評価について

①等価騒音レベルの予測

予測地点	予測結果の評価
A	• すべての予測地点において、昼間及び夜間の等価騒音レベルは環境基準値を下回る
B	
C	
D	
E	

2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

➤騒音の予測・評価について

②夜間騒音の最大値の予測

予測地点	再予測地点	再々予測地点	予測結果の評価
a1	a2	a3	<ul style="list-style-type: none"> 直近住居外壁(a3地点)において、規制基準値を下回る
b1	b2	—	<ul style="list-style-type: none"> 直近住居敷地境界(b2地点)において、車両走行速度を10km/hとした場合、規制基準値を下回る
c	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界において、基準規制値を下回る
d	—	—	
e	—	—	
f	—	—	

2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

➤廃棄物について

指針による配慮事項	関連する届出事項
保管について	<ul style="list-style-type: none">廃棄物保管施設容量 $33\text{m}^3 > 17.69\text{m}^3$ 必要保管容量 ※廃棄物の種類別の必要保管容量についても満たしている
運搬・処理について	<ul style="list-style-type: none">廃棄物及びリサイクル品等は、市指定許可業者と委託契約を締結し、収集運搬作業を適正に実施し処理する再資源可能な物資については、容器包装リサイクル法に基づき処理する

2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

▶街並みづくり等への配慮について

指針による配慮事項	関連する届出事項
緑化対策	• さいたま市みどりの条例に基づき、敷地内に緑地を確保し、緑化の推進に努める
景観への配慮	• さいたま市景観条例に基づき、周辺への景観に配慮する
高齢者・身障者への配慮	• さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、点状ブロック・店舗案内看板等を設置する
夜間照明・広告塔照明等の計画と光害対策	• 店舗周辺住居に対して、配置・照度・方向・点灯時間に配慮する

令和5年6月15日

関係各課意見に対する回答書

さいたま市長 あて

(建物設置者)

名 称 株式会社ヨーク

代表者名 代表取締役 大竹正人

住 所 東京都江東区青海2丁目5番10号

テレコムセンタービル西棟12階

「(仮称)ヨークフーズ中浦和店」の大規模小売店舗立地法手続きについて、関係各課より提出された意見照会に対して、下記のとおり回答いたします。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ヨークフーズ中浦和店

所在地 さいたま市桜区西堀四丁目1290番1 外3筆

2 意見に対する回答

別紙のとおり

別紙

関係課	意見	回答
埼玉県警察本部 交通規制課	○出店の約1か月前までに浦和西警察署と開店時の対策を協議すること。	出店の約1か月前までに浦和西警察署と開店時対策のご相談に伺います。
学事課	<p>○計画地が土合小学校の主要通学路（北側・西側道路）に面しているため、土合小学校に登下校の時間帯を確認してください。</p> <p>また、来退店経路が土合小・中学校の通学路の一部に該当しています。</p> <p>届出書に従った来退店及び搬出入がなされるよう交通整理員へ十分な説明を行うとともに、来客及び搬出入者に対して注意喚起を行ってください。</p> <p>○交通整理員が不在の期間・時間帯においても、必要に応じて要員を配置するなどし、児童生徒の登下校の安全確保には万全を期してください。</p> <p>【土合小学校連絡先】 048-862-5156</p>	<p>土合小学校の登下校時間帯を確認します。また、届出書に従った来退店及び搬出入がなされるよう交通整理員へ周知徹底するとともに、来客及び搬出入車に対して注意喚起するようにいたします。</p> <p>交通整理員については、繁忙期以外にも周辺の児童等の通行状況を把握した上で、必要に応じて配置する等を行い安全に配慮します。</p>

関係課	意見	回答
環境対策課	<p>○大規模小売店舗届出書 16 ページの 1 1 (2) 予測結果について及び (3) 評価について</p> <p>夜間における発生する騒音ごとの予測・評価において、一部予測地点において基準値を超過することが見込まれるため、周辺地域の生活環境の悪化を防止するための必要な配慮について具体的に記載し、苦情等が発生した場合は誠意を持って対応すること。</p>	<p>夜間の騒音値の超過は閉店後の出庫車両によるものですので、閉店後は速やかに駐車場から退出いただくよう周知することなどを行い、周辺地域の生活環境へ配慮を行うようにいたします。なお、苦情等が発生した場合は誠意を持って対応します。</p>
南部都市計画事務所 都市計画指導課	<p>さいたま市景観計画の景観形成基準を確認し、景観法の行為の届出をすること。</p> <p>さいたま市屋外広告物条例の基準を確認し、許可が必要であれば申請すること。</p> <p>自動車の駐車のために供する面積が 500 m²以上である場合は、路外駐車場における技術的基準に適合させること。また、現に同基準に適合しているときは、その状態を維持すること。</p>	<p>さいたま市景観計画の景観形成基準を確認し、景観法の行為の届出を行います。また、さいたま市屋外広告物条例の基準を確認し、許可が必要であれば申請いたします。</p> <p>自動車の駐車のために供する面積が 500 m²以上ありますので、駐車場法に示される技術的基準に適合した計画としています。また、その状態を維持するように努めます。</p>

関係課	意見	回答
南部建設事務所 土木管理課	<p>(P7、8、25)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北側No.2 出入口の右折出庫の周知、徹底をお願いします。 ・周知に対して看板の設置とありますが、看板のレイアウトまた配置箇所はどの様にお考えでしょうか。 ・また、交通整理を店舗の繁忙時間帯に配置予定とありますが、繁忙の想定時間は何時ごろになりますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来客者に対して No.2 出入口の右折出庫の周知を徹底するようにいたします。 ・看板の計画は検討中ですが、出入口の視認性の良い場所に出入口の入退出方法のポイントとなる内容について表示する計画としております。具体的には、No.1 出入口については「右折入庫ご遠慮願います」(出庫の左折については路面標示にて周知)、No.2 出入口については、「住宅地のため右折出庫願います」等。 ・まずはオープン時に配置します。通常期の繁忙期や繁忙時間帯は、一般的には土日の午後及び平日の夕方となりますが、時間帯や交通量は店舗により異なりますので、オープン後の状況を把握した上で必要な時間帯を検討いたします。

関係課	意見	回答
南部建設事務所 道路安全対策課	<p>(P7、8、25)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道側の No.1 出入口の左折入出庫及び北側の No.2 出入口の右折出庫を周知・徹底してください。 ・ そのための対策として、案内看板を設置とあるが、具体的にどの場所に設置となるのか、どのようなレイアウトになるのでしょうか。 ・ また、繁忙時間帯に交通整理員を配置予定となっているが、繁忙時間帯とは具体的に何時から何時を想定していますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープン時の交通整理員による周知及び看板設置等により、県道側の No.1 出入口の左折入出庫及び北側の No.2 出入口の右折出庫を周知徹底に努めます。 ・ 看板の計画は検討中ですが、出入口の視認性の良い場所に出入口の入退出方法のポイントとなる内容について表示する計画としております。 ・ まずはオープン時に配置します。通常期の繁忙期や繁忙時間帯は、一般的には土日の午後及び平日の夕方となりますが、時間帯や交通量は店舗により異なりますので、オープン後の状況を把握した上で必要な時間帯を検討いたします。
廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該建築物は、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第 11 条に規定する事業用大規模建築物に該当するため、建設着手前に第 14 条で規定する廃棄物等の保管場所について届け出ること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近々に廃棄物等の保管場所についての届け出を行います。